

狛江市ゆるサークル チェックリスト(案)

令和〇年〇月

本資料は認定地域クラブの要件の一部と、スポーツ庁 運動・スポーツ活動の運営者向けガイドラインの一部に基づき作成している。指導者は、スポーツ庁 運動・スポーツ活動の運営者向けガイドライン、運動・スポーツの指導者向けガイドラインを熟読することが望ましい。

なお、以下の観点とは別に、利用する中学生に経済的な支援を要する者がいる場合は、必要に応じて、対応を行うことが望ましい。

【暴力・ハラスメント防止の観点から】

- 生徒の自主的・主体的な参加が前提となっていること
- 指導者(直接の技術指導だけでなく、見守りを行うもの等も含む。以下同じ。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が指導に携わること
- 暴力・ハラスメントに関する相談体制の整備、もしくは外部の相談窓口の周知をすること
- 暴力・ハラスメント発生時の速やかな被害者の保護を行うこと(被害者・相談者・行為者のプライバシー保護も併せて行うこと)
- こども性暴力防止法に基づく対応を行っていること(活動頻度・期間によって異なる)

【安全管理の観点から】

- 参加者及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- 活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、活動場所・施設の安全確保を行っていること
- 安全管理の観点から、指導者の人数や能力を十分に確保していること
- EAP(Emergency Action Plan)は作成していること
- 緊急時の連絡体制は確立されていること
- 応急対応の準備はできていること(AED、救急用具等の数や場所の確認、医療機関の連絡先の確保を含む)
- あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定すること(熱中症予防、屋外活動での自然環境要因による事故防止を含む)
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 事故発生の際は原因調査と再発防止策を講じること